

令和3年度聴覚障害児支援中核機能モデル事業 事業報告

埼玉県

1 地域の現状と課題

- ・聴覚障害児に対し、医療・保健・福祉・教育の各機関において支援を行っているが、各機関の連携が十分ではない。
- ・各機関においてどのような支援を行っているのか、情報が共有されていない。
- ・県内のどのような医療機関、検査機関、療育機関等があるのか情報が整理・共有されていない。

2 埼玉県におけるこれまでの活動・取組

次のとおり、聴覚障害児聴能訓練事業を実施している。

(1) 経過

- ・ 昭和51年～ 県立皆光園（埼玉県深谷市）で実施
- ・ 昭和63年～ 県立そうか光生園（埼玉県草加市）で実施
- ・ 平成18年～ 両施設が埼玉県社会福祉事業団に移管されたことに伴い、同事業団に委託して実施

(2) 委託費（令和3年度）

36,616千円（県10/10）

(3) 委託内容

- ・ 聴能言語指導（0歳児～就学前の聴覚障害児）
個別訓練……音の認知、言葉の理解、言語力の獲得に向けた訓練
集団訓練……コミュニケーション能力、協調性、適応力向上に向けた訓練
- ・ 聴力検査
- ・ 補聴器装用指導……補聴器の選定から適合までを指導
- ・ 保護者向け研修会……障害や補聴器、日常の関わり方等をテーマとした研修会
- ・ 訪問指導……訓練児が在籍する幼稚園・保育所を訪問しての適応状況や課題の把握、指導
- ・ 予後指導……訓練終了後の現況把握、在宅訓練方法の指導等

(4) 利用人数（令和3年度）

81人（皆光園25人、そうか光生園56人）

3 本事業での取組

(1) 埼玉県聴覚障害児支援協議会の設置について

ア 協議会の構成員

No.	分野	所 属
1	医 療	埼玉県医師会（小児科）
2		埼玉県産婦人科医会（産婦人科）
3		国立障害者リハビリテーションセンター病院（耳鼻咽喉科）
4		埼玉県立小児医療センター（耳鼻咽喉科）
5		埼玉医科大学病院（耳鼻咽喉科）
6	保 健	川口市保健所地域保健センター
7		埼玉県保健医療部健康長寿課
8	福 祉	児童発達支援事業所エント
9		三芳町福祉課
10		埼玉県福祉部障害者福祉推進課
11		一般社団法人埼玉県聴覚障害者協会
12		埼玉県難聴児(者)を持つ親の会
13	教 育	埼玉県立特別支援学校大宮ろう学園
14		埼玉県教育局 県立学校部 特別支援教育課

イ 協議会の開催状況

回	開催日	議 題	出席者数
第1回	令和3年7月2日 19:00～20:40	・聴覚障害児支援中核機能モデル事業の進捗状況について ・同モデル事業の事業計画について ・同モデル事業の今後の展開について	14人中13人
第2回	令和4年3月18日 18:30～20:10	・早期発見・早期療育の流れについて ・聴覚障害児支援中核機能モデル事業について ・難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針について	14人中12人

ウ コーディネーターの職種等

	職種	経験年数
①	言語聴覚士	21年11月
②	言語聴覚士	21年11月
③	言語聴覚士	22年11月
④	言語聴覚士	20年11月
⑤	ろう学校教諭1級	37年00月

エ コーディネーターの主な役割

(ア) 相談窓口の運営

a 聴覚障害児の保護者等からの相談への対応

そうか光生園及び皆光園に相談窓口（埼玉県聴覚障害児支援センター）を設置。電話、来所、出張等による相談を通じて、保護者等に人工内耳・補聴器・手話の情報、支援機関に関する事等を含む適切な情報を提供する。

また、相談者を次の支援先につなげるため、関係機関と調整を図る。

b 関係機関からの相談への対応

医療・保健・福祉・教育の各分野の支援機関に対し、保護者等への支援等に関する助言や他の支援機関に関する情報提供などを行う。

(イ) 出張相談の実施

相談のためにそうか光生園（県東部に所在）、皆光園（県北部に所在）に来所する保護者等の負担を考慮し、県東部、県北部以外の地域で出張相談を実施する。

(ウ) 巡回支援の実施

聴覚障害児の通う地域の教育や福祉の現場（保育園、幼稚園、障害児通所支援事業所、学校等。全県を対象とする。）を巡回し、適切な支援が行えるよう職員等に助言・指導を行う。

(エ) 埼玉県聴覚障害児支援協議会の開催

医療・保健・福祉・教育の各分野出身の委員が出席し、連携体制の整備、諸課題への対応等について検討する協議会を開催する。

(オ) 埼玉県聴覚障害児支援連携会議の開催

医療・保健・福祉・教育の実務担当者が出席し、ネットワークの構築、協議会の懸案事項等について検討する連携会議を開催する。

(カ) 聴覚障害児の支援に係る研修の実施

聴覚障害児の支援に携わる機関の職員が、聴覚障害児支援に関する知識を習得する機会を設けるため、研修を実施する。

(キ) 業務・統計資料等の作成

保護者等、支援機関からの相談を分類・集計し、今後の聴覚障害者支援の方向性を検討するための基礎資料等を作成する。

(2) 関係機関との連携

ア 現状

医療・保健・福祉・教育の実務担当で構成される埼玉県聴覚障害児支援連携会議を設置している。

イ 実施内容及び手法

令和3年7月、11月、令和4年3月に次のとおり計3回会議を開催した。

回	開催日	議 題	出席者数
第1回	令和3年7月12日 17:00~18:40	・聴覚障害児支援中核機能モデル事業の進捗状況について ・同モデル事業の事業計画について ・同モデル事業の今後の展開について	16人中15人
第2回	令和3年11月26日 17:00~19:00	・聴覚障害児支援中核機能モデル事業の進捗状況について ・リーフレット案について ・小冊子作成作業について	16人中14人
第3回	令和4年3月25日 17:00~18:30	・早期発見・早期療育の流れについて ・聴覚障害児支援中核機能モデル事業について ・難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針について ・小冊子について ・ポータルサイトの作成について	16人中15人

ウ 結果

- ・新生児スクリーニング検査の結果、リファ（要再検査）となった子どもの保護者、支援機関等に配布するリーフレットを作成した。
- ・聴覚障害の判定となった子どもの保護者に対し、聴覚障害に関する基礎知識、支援機関、福祉制度等の情報を提供するため、小冊子を作成することとし、

その案の作成について検討した。

(3) 家族支援の実施

ア 現状

そうか光生園及び皆光園に相談窓口（埼玉県聴覚障害児支援センター）を設置し、相談に対応している。

イ 実施内容及び手法

同センターの言語聴覚士等が、聞こえが心配な子どもの保護者や支援機関から電話、FAX、メール及び来所での相談に応じるとともに、出張して相談対応を行う。

ウ 結果

(ア) 相談者別実相談人数

内 訳	実相談人数
本人・保護者	101人
関係機関	34人
計	135人

(イ) 相談方法別延相談件数

内 訳	延相談件数
電話	172件
来所	38件
FAX・メール	12件
出張	2件
計	224件

(ウ) 連携先機関別延相談件数

内 訳	延相談件数
医療機関	19件
保健所・保健センター	14件
行政機関	31件
その他	11件
計	75件

(4) 巡回支援の実施

ア 現状

聴覚障害児が通う幼稚園、保育所、学校等の職員は、聴覚障害児への適切な対応についての知識が十分でないため、専門職等からの助言を必要としている。

イ 実施内容及び手法

埼玉県聴覚障害児支援センターのコーディネーターが、聴覚障害児が通う幼稚園、保育所、学校等を訪問し、職員に対して、聴覚障害児への対応について助言を行い、また、職員からの相談に対応した。

ウ 結果

内 訳	延巡回件数
小学校	3 件
その他（特別支援学校等）	1 1 件
計	1 4 件

(5) 聴覚障害児の支援に係る研修の実施

ア 現状

市町村の母子保健担当課、障害福祉担当課の職員は、業務上、聴覚障害児の支援に携わることがあるが、聴覚障害に関する基本的な知識を学ぶ機会は少なく、早期発見・早期支援の重要性について認識を深める必要がある。

イ 実施内容及び手法

市町村の母子保健担当課、障害福祉担当課の職員を対象に、次の内容の動画（YouTube）を配信する方法により、研修を実施した。（動画配信期間：令和4年2月25日（金）～同年3月17日（木））

内 容	説明者・講師
「聴覚障害児支援中核モデル事業」について	埼玉県福祉部障害者福祉推進課
埼玉県聴覚障害児支援センターの概要について	同センターコーディネーター（言語聴覚士）
新生児聴覚スクリーニング検査について	埼玉県保健医療部健康長寿課
先天性難聴の早期発見と対処方法	耳鼻咽喉科医師
聴覚障害児への支援の現場から～療育の立場から保護者への支援～	療育機関の言語聴覚士

ウ 結果

受講者数

- ・母子保健担当課職員 66人

4 考察

- ・ 中核機能として埼玉県聴覚障害児支援センターを設置し、聞こえの心配な子どもの保護者の他、支援機関からの相談を受けている。相談窓口の周知を図ることにより、新生児スクリーニング検査で要再検査となり、不安を抱える保護者に支援機関に関する情報を提供して不安解消を図るなどの結果につながっている。
- ・ 協議会において、埼玉県内における聴覚障害児支援の流れ（保健・医療・福祉・教育の各支援機関の連携図）について説明をし、共通認識が図られた。今後、各支援機関に支援の流れや機関同士の連携関係について共通認識を持ってもらうため、支援マニュアルを作成し、配布することを検討していく。
- ・ 新生児スクリーニング検査で要再検査となった子どもの保護者等に相談窓口（埼玉県聴覚障害児支援センター）を知らせるリーフレットを作成した。産婦人科から保護者に配布するなどにより、相談窓口を周知するツールを作成した。
- ・ 聴覚障害と判定された子どもの保護者を対象とした小冊子の作成に着手できた。聴覚障害の基礎知識、支援機関、福祉制度等を掲載し、保護者に適切な情報を提供するツールを作成する予定である。
- ・ 巡回支援により、幼稚園、保育所、学校等の職員が、聴覚障害児への適切な対応についての知識を習得することができた。
- ・ 市町村の母子保健担当、障害福祉担当の職員に対し、聴覚障害児支援中核機能モデル事業、聴覚障害に関する知識、療育等に関する説明・講義を行うことにより、聴覚障害児への早期支援の重要性について認識を深めてもらうことができた。
- ・ 聴覚障害児に対して切れ目ない支援をするため、聴覚障害児に関する情報を一元管理することについて、協議会で意見が出された経緯がある。しかし、個人情報取り扱いについて保護者等の理解が得られるか課題がある。また、一元管理をする組織の設置、人員の配置が困難という問題がある。

5 今後の展望

- ・ 県内の資源（医療機関、検査機関、療育機関等）の情報を整理する。
- ・ 各支援機関が、相互の連携について共通認識を持ち、保護者等との連絡を維持しながら次の支援機関に確実につなぐことが重要である。そのことにより、聴覚障害児に対して切れ目のない支援を提供する体制を構築する必要がある。そこで、「4 考察」で述べたとおり、支援マニュアルを作成し、支援機関に周知を図っていく。